

## B E L S 評価業務料金規則

### (目的)

第1条 この規則は、別に定める「BELS評価業務規程」（以下「規程」という。）に基づき一般財団法人にいがた住宅センター（以下「センター」という。）が実施する評価業務に係る料金（以下「評価料金」という。）について、必要な事項を定める。

### (評価料金)

第2条 規程第12条に規定する評価料金は、別表1に掲げるとおりとする。

2 センターが実施する他の審査と併せて、評価の依頼がある場合の評価料金は、別表2に掲げるとおりとする。

3 別表1および別表2に掲げるもの以外の評価の依頼がある場合は、別途見積りとする。

### (評価料金の納入)

第3条 依頼者は、評価料金を振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は依頼者の負担とする。

### (評価料金を減額するための要件)

第4条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

(1) 評価依頼とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。

(2) 標準設計を用いた複数の住宅に係る評価依頼が、一定期間内に見込めるときで、評価が効率的に実施できるとセンターが判断したとき。

(3) 上記以外でも当センターの業務を利用の場合などで、理事長の承認を得たとき。

### (評価料金を増額するための要件)

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

(1) 別表1に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないとセンターが判断したとき。

### (評価料金の返還)

第6条 納入した評価料金は、返還しない。ただし、センターの責に帰すべき事由により評価の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

### (その他)

第7条 評価書を再交付するときの料金は、1通につき1,100円（税込）とする。

(附則) 1 この規則は平成28年6月1日より施行する。

(附則) 2 この規則は平成29年7月28日より施行する。

(附則) 3 この規則は令和2年5月28日より施行する。

(附則) 4 この規則は令和2年12月15日より施行する。

#### 別表1 一戸建て住宅の評価料金 (税込)

単独申請 33,000円

#### 別表2 一戸建て住宅の評価料金 (税込)

センターが実施する他の審査と併せて、評価の依頼がある場合。

併用申請1 16,500円

併用申請2 5,500円

併用申請1 以下のいずれかの申請を行う場合を対象とする

- ・住宅性能評価の申請
- ・長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業に係る技術的審査
- ・適合証明業務（断熱等性能等級4）の申請

併用申請2 以下のいずれかの申請を行う場合を対象とする

- ・低炭素建築物の認定に係る技術的審査
- ・建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る技術的審査
- ・建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に係る技術的審査
- ・適合証明業務（一次エネルギー消費量等級4、5）の申請

※既にセンターから評価書が交付された計画について、業務規程第6条の計画の変更をしようとするものに係る評価料金の額は、第2条で適用された料金の2分の1の額とする。

※シール、プレートの交付料金は上記に含まれません。